感染症の予防及びまん延防止のための指針

医療法人　明和会
グループホームフェニックス

１．基本指針

この指針は、医療法人明和会が運営するグループホームフェニックスの入居者の感染症の予防及びまん延防止を目的として定める。入居者の施設内で安心した生活が送れるように必要な措置を講ずる体制を整備する。

２．平常時の対策

・検温、手洗い、うがい、勤務中のマスクの着用の徹底を行う。
・1 ケア毎の手洗い、手指消毒、居室の清潔・換気を行う。
・食事介助の前には必ず手洗い・手指消毒を実施する。介助時に職員が感染症の媒介者とならないように注意を払う。また食事前後の換気、テーブル消毒も行う事。
・排泄介助時は必ず使い捨て手袋を着用し、1 ケア毎に取り換える。介助後には手洗い・手指消毒を行う。
・1 日に 1 回以上次亜塩素酸ナトリウムを使用した施設内消毒・清掃を行う。

３．日常の観察

職員は入居者の異常の兆候をできる限り早く発見するために、入居者の動きや声、食欲、顔色等について日常から注意深く観察する。発熱、嘔吐、下痢、咳、咽頭痛、鼻水、発疹、血中酸素濃度、排泄物等の異常症状を発見した場合は、すぐに医療機関受診を検討する。

４．感染症発生時の対応

・職員が入居者の健康管理上、感染症等を疑った時は、速やかに居室で個別対応を行い、他の入居者と職員の症状の有無を把握し、管理者に報告する事。
・管理者は報告を受けた場合、速やかに事業所の職員に必要な指示を行う。
・発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払う事。
・対応時は使い捨て手袋・マスクの着用を徹底し、必要に応じてガウン・フェイスガード等を使用して対応を行う。対応後は手洗い・手指消毒を行う。
・入居者の感染が疑われる場合は、速やかに協力医療機関（たまき青空病院)、保健所等に連絡を入れ、必要な指示を仰ぐ事。
・職員の感染が疑われる場合は、医療機関を受診・検査を行い、感染の有無を確かめる。

感染していた場合は、国の定める療養期間を参考に自宅待機し、感染拡大防止に努める。
・入居者のマスク着用を行う。感染を疑われる入居者はできる限り居室での対応を行う。
・感染の状況に応じて、面会の一時中止等を行い、家族への連絡を行う。
・別に定める感染症マニュアルに従い、感染対策を実施する事。

５．感染対策委員会（以下、委員会とする）の設置

委員会の委員は、事業管理者を委員長・感染対策担当者とする。必要のある場合は委員に産業医、衛生管理者、所管理以外の事務長等を加えて実施する。

・委員会は年間２回、定期的（または必要時）に開催し、以下の事を検討する。
１．感染症対策マニュアルの見直し
２．年間研修計画に沿った研修及び必要な教育の内容及び実施状況を確認する。
３．感染症が発生した想定での訓練を年間１回実施する。
４．委員会での審議の内容、研修や訓練の諸記録は２年間保管する。

６．感染症の予防及びまん延防止のための職員研修に関する方針

感染症の予防及びまん延防止のための対応を実務化するため、定期的な研修を年間１回以上実施する。研修内容としては、感染症予防等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであると共に、本指針に基づき、感染症対策の徹底を行うものとする。研修実施内容は、都度委員会において記録し、保管する。また新規職員の採用時にも研修を実施する事。

７．感染症の発生状況に関して関係機関への相談・報告

感染の発生、まん延等があり状況が深刻で早急に対応を要する場合
管理者は適当と考える下記機関相談窓口へ報告し、指示を仰ぐ事。
・徳島県徳島保健所　088-602-8907（平日９：00～17：00）
0570-200-218（24 時間受付）感染が疑われる場合
・徳島県庁　088-621-3297　保健福祉部　感染対策課
・たまき青空病院　088-642-5050

８．本指針の閲覧に関する事項

本指針は入居者、又はその家族等はいつでも閲覧することができる。当施設に掲示し、いつでも閲覧可能な状態とする。

本指針は令和６年３月 20 日より施行する。